平成２５年（フ）第５２号
熊本県八代市鏡町上鏡195番地４、前住所熊本県八代郡氷川町野津1046番地１　山下アパート（３）
債務者　髙田　新士
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後３時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第３０７号
愛知県岡崎市柱４丁目１番地10　カーサビアンカＢ―201、前住所愛知県愛西市東條町高田20番地１
債務者　秦　　豊
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
横浜市金沢区富岡西２丁目７番50号　ドミールＫ101号
債務者　稲嶺　盛義
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３７７号
神奈川県大和市下和田1158番地　プライマリーハイツ103
債務者　林　　康乃
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８４号
横浜市旭区今宿南町1972番地　今宿団地11棟505号
債務者　伊東　恵子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３９７号
横浜市泉区中田南３丁目２番21―401号
債務者　中田　稲穂
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４７号
横浜市港南区芹が谷１丁目34番３号
債務者　小島　康暢
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４５８号
横浜市都筑区中川１丁目20番１―304号
債務者　相川　則子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９０号
横浜市鶴見区生麦１丁目１番５―305号
債務者　田中　信幸
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４号
釧路市鶴野東２丁目10番19号
債務者　佐々木　啓
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１３３号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北１丁目４番地７
債務者　澤田　　恵
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３６５号
栃木県鹿沼市白桑田623番地19
債務者　笹﨑　好司
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６９号
栃木県小山市駅東通り１―32―９　松本ビル３階301号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市長尾台２丁目16番９号
債務者　木村　　孝
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７５号
栃木県小山市花垣町１丁目２番25号
債務者　五月女昌幸
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９２号
栃木県宇都宮市春日町５番16号　鈴木第一マンション202
債務者　宮本　早苗（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係